

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第11号

答申番号：令和4年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年4月21日付けで処分庁に対し、審査請求人が所有する神戸市西区 に所在する家屋(家屋番号) (以下「本件家屋」という。)に係る「高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額申告」(以下「本件減額申告」という。)を行った。
- 2 処分庁は、令和4年4月26日、審査請求人に対し、高齢者等居住改修住宅に係る居住安全改修工事の完了後3月以内に本件減額申告を行うことができなかった理由を確認したが、制度を知らなかったことが理由であり、その他の理由がないことを確認した。
- 3 処分庁は、上記2の確認を踏まえ、本件減額申告を否認することを決定し、令和4年4月28日付け神 第 号「高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額申告について(通知)」により、審査請求人に通知した(以下「本件処分」という。)
- 4 審査請求人は、令和4年6月3日、本件処分を取り消し、減額処分をする、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分の決定は、憲法による平等の原則、税の公平性の観点、及び下記の理由で不当であるため取り消し、審査請求人に対する令和3年度の固定資産税を減額すべきである。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という）附則第15条の9は、3種類の改修工事に伴う固定資産税の減額についての規定であるが、当該改修工事について、それぞれ改修された住宅について建築された年と住宅面積等の制限が規定されている。耐震改修に関しては、昭和57年1月1日以前から所在している住宅とされ、これは建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正されたことによる、新建築基準法による耐震基準を満たすため、改正前の建築分を対象にされたものと思われるが、新建築基準法施行日以降に建築された住宅であっても、建築業者の手抜き工事等で耐震基準を満たしていない住宅が存在していることは否定できず、当該住宅に耐震改修した場合には減額ができないことになる。省エネ改修に関しては、平成26年4月1日以前から所存する住宅に限られているが、この理由は不明である。バリアフリー改修に関しては、新築から10年以上経過した住宅に限られているが、なぜ10年以上が経過していないと適用できないかの理由は不明である。対象となる住宅の面積は耐震改修及び省エネ改修は120㎡相当分までとされ、バリアフリー改修は100㎡相当分までとされているが、面積条件に相違があること、及び住宅の建築年度にそれぞれ制限がある理由が不明である。

また、バリアフリー改修に関してのみ、当該住宅の居住者要件が規定されており、申告書の提出時の現況によることとされており、高齢者の基準は法施行令の規定で工事完了の翌年1月1日の年齢が65歳以上の者とされている。この規定では、申告提出期限である工事完了日から3ヶ月以内に、64歳以上で翌年の1月1日までに65歳の誕生

日がある者が居住している必要があるが、例えば年齢が45歳のA氏及びB氏がそれぞれの65歳以上の両親を、改修住宅へ引き取るために事前に自宅を改修する場合、通常の場合はバリアフリー改修後に両親を引き取り同居すると思われ、各種事情で工事完了から3ヶ月以内に同居できない場合もあると考えられることから、工事完了日から両親の引き取り日までの経過日数によって、法の適用に異差が生じることになる。

なお、法附則第15条の9第7項には申告書提出期限について特例規定がなされているが、居住要件には特例規定が存在しないため、先の事例では両者の減額適用に可否が生じることになる。

- (2) 法の規定では、3種の住宅改修工事に伴う固定資産税の減額申告について、各改修工事の完了から3ヶ月以内に申告書の提出があった場合に限り適用するとの規定がありますが、法の規定に該当する家屋の所有者から減額申告書の提出による申し出がない限り、処分庁において独自に改修工事が実施されたことを、個別に把握することは困難なことから申告書の提出が必要とされていることは、やむを得ないと思うものの、何故3ヶ月以内に申告書の提出がなされないと減額されないのか、理由が不明であり明確な理由を示していただきたい。

立法時点において税の担当者として、申告の期間制限について疑問に思うのは普通と思われ、納税義務者から質問があるとの想像はできるはずで、明確に回答できるよう事前に把握しておくことは当然ではないでしょうか。

令和4年4月14日に、電話で申告書の送付依頼をした時に、対応した職員に質問したところ、詳しく記載した書類は見当たらないが、「おそらく税務行政の平準化のためではないか」との説明があったが、税務行政の平準化のため、つまり課税庁の事務の都合で納税者の利益を損することは許されないと考えます。推測するに、法の規定で

は、工事完了年の翌年度の固定資産税から改修工事の区分ごとに、1年度分～2年度分を減額することとなり、工事完了の翌年度の納税通知に間に合わすためには、納税通知の際に減額処理する必要性から、年末に工事完了したものにあっては、3月末までに減額申告書の提出がないと4月の納税通知に間に合わないために、3ヶ月としたのではないかと推察しています。しかし、法には過年度分を減額することはできないとの規定は存在していませんし、特別な場合を除き税に関する時効は5年とされていますので、この様な取り扱いは納税義務者の不利益となるため、余程特別な事情がないと違法であると言わざるを得ない。

今回の審査請求の対象とは異なる事例ですが、昭和48年に審査請求人の父親が土地を取得し、同居の長女が住宅を新築しましたが、処分庁の職員の認定ミスで住宅用地の軽減措置の適用がなされていないことが、平成元年に判明しました。すぐに処分庁を訪問し、住宅用地の軽減認定は納税義務者からの申告は必須とされておらず、単に担当者の現地調査での認定ミスであり、昭和49年度から平成元年までの固定資産税の一部を還付するよう強く申し入れたが、法の規定で税の時効は5年であるため、軽減されていない税額で16年間にわたり納期内納付している善良な納税義務者に対し、時効により直近5年分しか還付はできないとのことであり、安易に承諾は出来なかったものの、父親を説得し5年度分のみ還付を受け、11年度間については納める必要がない金額を負担したことになる。ある時は課税庁のミスで法の規定を適用せず、納税義務者の責ではないにも関わらず、法による時効の5年を強く主張し、ある時は納税者の還付を受ける権利である5年を保証せず、今回の減額では工事完了からわずか3ヶ月以内に申告されないと減額しないことは不当と言わざるを得ない。

また、今回の処分であるバリアフリー改修についての減額額は、本

件家屋の内100㎡までの面積相当分の3分の1で、減額されるのは1年度分のみであり、新築から10年以上の家屋であれば、3年ごとの評価替えを少なくとも3回～4回以上は経ており固定資産経年減点が適用され、家屋の固定資産評価額は、相当下がっていると思われる。

当時の家屋の令和4年度の評価額は2,241,600円とされており、都市計画税は減額対象とはならないことから、 $2,241,000円 \times 100㎡ \div 135.12㎡ \times 0.014 \div 3 = 7,739円$ で、減額額は7,700円程度と思われる。

本件家屋以外の住宅にあっても、新築から10年以上経過した家屋は、新築時の評価額からは相当下がっていると思われ、まして1年度分のみで住宅面積の内100㎡までの3分の1となるため、減額される税額は少額ではないかと考えられる。

法を熟知し改修工事による固定資産税の減額規程を認知している納税者は少ないと思われ、事実、審査請求人も本件改修工事の施工業者から、工事完了後に必要書類の提供を受け、翌年の所得税の確定申告に添付して申告すれば、所得税の税額控除が受けられるとの指導を受け、令和3年2月に確定申告し適用をうけましたが、この時も施工業者から「固定資産税」の減額の話はありませんでした。法に精通していない家屋の所有者にとっては、課税庁や施工業者等からの情報提供がなければ、当然受けられる税の軽減を受けられず、これを無視する課税庁の態度は容認できず、リフォーム業者等に制度が周知できていないこと、及び固定資産所有者にも周知できていないことには、大きな問題があると考えられる。

少なくとも、リフォームを業とする事業者への広報や納税義務者への広報が適切に行われていたとは思えず、今回の減額申請にあたり、本件家屋の施工業者及び見積を取った業者の2社に税の軽減について、あらためて電話で質問したが、所得税の税額控除については両者とも承知していたが、固定資産税の減額については両者とも承知していないとのことであり、今後の工事請負に対応していきたいとの

ことであつた。

リフォーム業者が神戸市内及び近隣の市町や県外に何社あるかは把握していないが、少なくとも西区の電話帳に登録されている業者数は膨大な数であり、その内の10社及び県外市外の業者合わせて10数社に電話照会したところ、所得税の税額控除及び固定資産税の減額について、両方認識している業者は僅か3社のみで、所得税控除のみ認識しているが固定資産税の減額を認識していない業者が9社、それ以外の業者はいずれの軽減措置も認識していないとのことであつた。なお、知り合いの税理士にも聞いてみたが、同じく所得税については知っていたが、固定資産税は初めて聞いたとのことであつた。

本件処分があつた後、5月9日に長田合同庁舎を訪問し、前に電話で対応した担当者とは別の担当者と面談し、いろいろと質問したが、申告期限が3ヶ月とされている理由に関する明確な説明は無く、3ヶ月に限定していることに疑問を感じないかとの問いには、立場があるためか回答は無かつた。過去5年間のバリアフリー改修に係る減額実績件数を教えてほしい旨依頼し、後日回答があり処分庁管内の平成30年度～令和4年度の5年間について回答いただきましたが、最も多い平成30年度年で71件、最も少ない令和3年度は23件とのことであつた。リフォーム業者数を考慮すると、各年度の減額適用済件数は少数過ぎると思われ、リフォーム業者がバリアフリー改修工事のみを行っているものでは無いと思われませんが、多くの業者が廃業せずに営業を続けていることを考慮すると、神戸市内における毎年の工事総件数に比較して減額手続きをしている割合は非常に少数ではないかと思われ、固定資産税の減額手続きを取っていない納税義務者が多数おられるのではないかと思われれます。

また、バリアフリー改修による減額の適用は、工事の翌年度1年分のみであり、100㎡までの3分の1の税額であることから、減額による減税額は比較的少額と思われることから、制度を承知している者

であっても、手続きの煩雑さを考慮して申告していない者もいるのではないか。

なお、審査請求人が電話で減額申告書様式の送付を依頼した際、同封されていた処分庁作成の「バリアフリー改修工事における固定資産税の減額制度について」の最上部に、「申告後、現地調査をさせていただきます」との記載があり、申告後必ず調査があるとしか判断できないことから、所有者にすれば少額の軽減のため、自宅内部を見られることに違和感を抱く者もあり、あえて減額申請をしていない者もおられるのではと推察します。

なお、減額申告書の添付書類に工事後の写真の添付が指定されていますが、担当者が必ず現地確認するのであれば、写真の添付が何故必要なのか理解できません。

所得税の税額控除に関して、先日税務署へ電話で確認したところ、工事完成の翌年の確定申告で手続きできなかった場合であっても、所得税には実質的な申告期限は無く、該当年度分の修正申告を行うことで、還付を受けることができるとのことであつたので、念のため申し添えます。

(3) 処分庁の弁明に対する反論

ア 審査請求書の理由で述べた事項に対し、弁明書ではほとんどの事項に対し説明がなされていない。

また、弁明書に「審査請求の理由に記載された内容については、本件処分においては、違法又は不当の根拠となるものではない」とあるが、審査請求人は審査請求の対象である本件処分が違法であると指摘しているものではなく、減額申告書が工事完了から3ヶ月以内に提出されないと減額ができないとする、法附則第15条の9の規定が不当であると主張しているのである。

処分庁は審査請求の内容を正確に把握せず、「本件処分は法の規定による処分であり違法ではない」との弁明は、審査請求人の主張

を吟味せず作成されたものである。

弁明書では、審査請求人の請求内容を詳細に検討することなく、過去に作成した弁明書を参考に作成したものではと思わせる内容の弁明書であると言わざるを得ない。

審査請求人は、「処分庁の本件処分が、法の規定を逸脱した処分であり違法である。」と主張しているのではなく、法附則第15条の9に規定されている「減額申告が改修工事完了日から、3ヶ月以内になされないと適用しない。」との規定が不当であると主張しているのであり、審査請求の論点とは異なる弁明になっている。処分庁は固定資産税の賦課処分を行う立場であり、固定資産所有者から、多くの質問を受けていると思われるが、通常は真摯な態度で質問に回答していると思われるものの、今回の審査請求においては、審査請求人の疑問や質問に対して、真摯に対応していない。

審査請求人も神戸市民であり、市民税や固定資産税を納付している納税者であり、課税庁としての処分庁の立場から審査請求事案であったとしても、審査請求人の主張に対して真摯な姿勢で説明・弁明すべきである。

(ア) 弁明書の内容は、「本件処分の対象である法の規定によって処分したものであり、違法・不当な処分ではない。」と弁明しているが、処分庁が事務処理にあたり法を順守することは当然であり、審査請求人も「法の規定を適用していないから違法である」と主張しているのでは無く、法附則第15条の9の規定である申告期限が不当であると主張しているのであるから、このことに対し弁明するのは当然である。

弁明書には審査請求についての最も重要な事項である、減額申告書の提出期限が3ヶ月とされている理由について、まったく弁明がなされていない。

審査請求書に記載したとおり、例外はあるものの税の時効は原

則5年とされていることは処分庁も認識しているはずで、当該減額申告の提出期限が工事完了から僅か3ヶ月とされていることは、納税義務者の権利を侵害するものであり、税の公平性の原則に反するものであり、法附則第15条の9の規定自体が不当であると考えため、審査請求によって説明と検討を求めているのである。

弁明書には、「法の規定が3ヶ月とされており、期限までに申告が提出されておらず、期限までに提出出来ない特別な理由がないため、適用できない」として、法の規定による処分であることのみ弁明しているが、審査請求人も法に申告期限の規定があることはすでに述べたとおり承知しており、「申告期限が工事完了から3ヶ月に限られている明確な理由が無い限り、不当である」と主張しているのであるから、期間制限の理由について詳細に説明のうえ弁明すべきである。

今回の弁明書にあっても、申告期限が3ヶ月とされている理由について何ら説明が無いが、説明できない理由が有る又は制限規定の理由が不明等であれば、その旨を明確に提示し弁明する必要があることは当然である。

また、弁明書には、「申告期限の特例」について検討したとの弁明がなされているが、この例外規定は減額制度を承知している者が、申告の意思があるものの、震災等の災害や納税者の責に帰すべからざる理由があり、期限内に申告できなかった場合の特例と判断しているが、審査請求人は制度を認知していなかったのであるから、期限内に申告していないのであり、制度を知らない納税者が期限内に申告できないことは当然であり、やむを得ない事情に該当すると判断している。

審査請求書に記載しているとおおり、減額申告書用紙の交付依頼のため、令和4年4月14日に処分庁へ電話連絡した時点で、対応

した職員によれば、「税務事務の平準化のため」との説明があったが、事務の平準化すなわち処分庁の事務処理の都合のために、納税者の不利益となる事務処理を行うことは、不当であると言わざるを得ない。また、令和4年5月9日に長田合同庁舎を訪問し、同グループの職員と面談質問したが、3ヶ月に限定している理由についての回答は得られなかったものであり、法附則第15条の9の規定に基づいて事務処理するのであれば、法附則第15条の9の内容や規定されている理由を詳細に把握しておくことは、納税者からの質問に的確に回答するために、必須と考えます。

なお、余談であるが、5月9日の面談時に過去の減額件数の開示を依頼し、5月16日に郵送で開示があったが、過去の件数調べに「減免事例」とあり、バリアフリー改修工事による軽減は「減額」であり、処理内容の名称を正確に把握していないことは、納税者の信頼を損なうことになるので、慎重に事務を行う必要があるのではないか。

審査請求人も、審査請求の対象である処分は「改修工事から3ヶ月以内に申告がないと減額をしない」との規定があることは十分に認識しているが、申告期限が3ヶ月に限定されていることが不当であると主張しているのであり、これに対する説明責任を果たしたうえで弁明することは当然と考える。

(1) 審査請求書に記載した、3種の改修工事に係る家屋の建築年次と減額できる面積に相違がある理由についても、弁明書にまったく言及が無い。

立法の際に、期限その他の条件の規定には明確な理由があるはずであり、理由を説明出来ないのであれば、不当な処分であると言わざるを得ない。

少なくとも、本件処分の対象である「バリアフリー改修工事」による建築年次制限と適用面積制限について、制限の理由を審

査請求人に説明すべきである。

(ウ) 弁明書では、「法の規定による処分であり、審査請求人の審査請求の理由に記載されている内容については、本件処分において、違法又は不当の根拠となるものではないので、認否の限りではない。」と主張しているが、神戸市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）にも同様の規定がなされているのであり、少なくとも審査請求書の記載内容である申告に係る期間制限やその他制限の理由を明確にするべきである。

イ 審査請求書に記載している、「納税者ないし事業者への広報の不足」に対し、次のとおり弁明しているが、納得できる弁明ではない。

(ア) 弁明書には、処分庁は毎年4月1日に「固定資産税・都市計画税のお知らせ」を固定資産税納税通知書と併せて送付し、制度の周知を行っているとは主張している。

しかし、納税通知書の送付時である4月では、その前年に工事を完了している者にとっては、すでに工事完了から3ヶ月を経過しているため、審査請求人と同様に減額は適用できないものであり、毎年当該書類を送付しているとしても、賃貸住宅に居住している者が、高齢の両親と同居するため、中古住宅を取得して改修工事を行った場合は、当該者はこれまで固定資産を所有しておらず、固定資産税の納税通知を受けたことが無いことから、「固定資産税・都市計画税のお知らせ」によって減額制度を認知したとしても、減額申告することは不可能であり、「固定資産税・都市計画税のお知らせ」で制度の周知が図られているとの主張が失当であることは明白である。

神戸市・国土交通省ホームページや住宅リフォーム推進協議会ホームページでも案内していると主張しているが、高齢者にとってはパソコン等の取扱いが不慣れであり、そもそもパソコン使用していない高齢者もあり、ホームページで広報しているこ

とで、制度が一定の周知がなされているとの主張は失当である。

また、住宅リフォーム推進協議会は処分庁の組織ではなく、当該協議会のホームページは処分庁が作成しているものでも無く、バリアフリー改修工事に係る固定資産税減額措置について、一定の周知がされているとの主張は失当であり、当該協議会のホームページで周知しているとの考えは処分庁の甘えである。

この程度の広報で、十分な広報がなされているため、制度を知らないため減額申告していない納税義務者があつたとしても、処分庁には責任がないと主張しているも同然であり認めることができない。

- (イ) 同じく弁明書に、事業者への周知について、上記同様にホームページにおいて案内がなされていると主張しているが、次の(ウ)に記載のとおり十分な広報がなされているとは言えない。

このため、審査請求人と同様に固定資産税減額制度を認知していない業者で工事を行った者にとっては、当然に受けることができる固定資産税減税措置を受けることができず、不合理と言わざるを得ない。

なお、審査請求書に記載しているとおり、軽減措置を知らずに確定申告した納税者にあつても、税務署所管の所得税の軽減には5年以内との期間制限はあるものの、修正申告することにより、適用を受けることができるとの確認は税務署から回答を得ている。

- (ウ) 審査請求書に記載しているが、一般の納税義務者にとって、住宅の改修工事を行う者は、生涯1回あるかどうかと思われ、法や制度を熟知している者は一部の者と思われ、大多数の者は工事施工業者等からの制度説明がないと、固定資産税減額制度を認知できていないのではないか。

審査請求書に記載したとおり、審査請求人も所得税の税額控除

については、施工業者から書類の提供を受けて適用を受けたが、固定資産税の減額措置については、施工業者も知らなかった為、今年になり制度が有ることを知り、今回の減額申請を行ったもので、審査請求にあたり神戸市西区の電話帳に搭載されているリフォーム業者及び市外と県外の業者10数社に電話で確認したところ、所得税と固定資産税の両方の軽減措置を認知している社は僅か3社であり、所得税のみ認識している業者が9社、その他の業者はいずれも認識していないとのことで、業者への周知についても十分ではなく、広報不足は否めないのでは無いかと判断している。

制度を認知していない納税義務者が、工事完了から僅か3ヶ月以内に減額申告書を提出しないことを理由に、減額を適用しないことは、税の公平性の観点から、不当と言わざるを得ない。

2 審査庁

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の概要

バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置（以下「本件減額措置」という。）は、住宅において一定のバリアフリー改修工事が行われた場合に、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税に限り、固定資産税

額の3分の1に相当する額を減額する制度である(法附則第15条の9第4項)。

納税義務者が本件減額措置の適用を受けるためには、バリアフリー改修工事が完了した日から3月以内(以下「本件所定期間」という。)に所定の書類を添付のうえ減額申告書を提出する必要がある(法附則第15条の9第6項)。

ただし、本件所定期間内に減額申告書の提出がされなかったことについて「やむを得ない理由」があると認めるときは、特例として減額措置の適用を受けることができる(法附則第15条の9第7項。以下「本件特例」という。)

(2) 審査請求人による減額申告

審査請求人は、令和2年11月21日に本件家屋についてバリアフリー改修工事を完了したが、本件所定期間経過後の令和4年4月21日に本件減額申告を行った。

(3) 「やむを得ない理由」の存否

ア 本件特例が適用されるためには、本件所定期間内に減額申告書の提出がされなかったことについて「やむを得ない理由」があると認められることが必要である。

法附則第15条の9第7項には「やむを得ない理由」とあるだけで、これに該当する具体的な事例や判断要素等は記載されていないが、本件特例が認められた趣旨は、申告者の責め帰すことができない事由により本件所定期間内に減額申告を行うことが困難であった場合にも本件減額措置の適用が認められないのは申告者に酷であることから、特例として本件減額措置の適用を認めることにあると解される。このことからすると、「やむを得ない理由」とは、自然災害、申告者に帰責性が認められない事故や病気等により本件所定期間内に減額申告を行うことができなかった場合に限り認められるものであって、少なくとも単に納税義務者が本件減額措置

を知らなかったというだけでは認められないと解される。

イ 審査請求人が本件所定期間内に減額申告を行わなかったのは、本件減額措置の制度を知らなかったためであるというのであるから、同人に本件所定期間内に減額申告を行わなかったことについて「やむを得ない事由」は認められない。また、神戸市は、固定資産税の納税義務者に対して毎年4月1日に本件減額措置の概要が記載された案内文書を納税通知書と併せて送付しているところ、審査請求人においても、所有家屋についてバリアフリー改修工事を完了した令和2年11月に先立つ同年4月にこれを受け取っていることを踏まえると、尚更である。

ウ したがって、処分庁が本件特例の適用を認めずに本件処分を行ったことが違法又は不当とは言えない。

(4) 「平等の原則」・「税の公平性」の観点からの主張について

ア 審査請求人は、本件減額措置の制度を知らずに本件所定期間内に減額申告が行えなかったために減額措置が受けられなかった納税義務者とこれを知っていたために本件所定期間内に減額申告をして減額措置を受けた納税義務者との間で差が生じることは、「平等の原則」や「税の公平性」の観点から問題であり、その意味で本件処分は不当であるという趣旨の主張をしている。

イ しかしながら、本件減額措置は法令に規定されているうえ、神戸市のホームページにもその概要が掲載され、毎年4月に納税義務者に対し固定資産税の納付通知書とともにその概要が記載された案内文書が送付されており、納税義務者が本件減額措置の制度を知りうる状態にあったことからすると、制度を知らずに本件所定期間内に減額申告が行えなかった者と制度を知っていたために本件所定期間内に減額申告が行えた者との間で本件減額措置の適用の有無について差が生じたとしても、平等の原則や税の公平性の観点から問題があるとまでは言えない。

ウ したがって、審査請求人の上記主張には理由がない。

(5) 法令の規定それ自体を違法（違憲）又は不当とする主張について

ア 審査請求人の主張には、本件減額措置に期間制限を設けている法附則第15条の9第7項の規定それ自体が違法（違憲）又は不当であることを理由とするものが含まれている。

イ しかしながら、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとしたうえで、これに則って行政処分を行うべきものであり、個々の法令の規定それ自体の違法性（違憲性）や立法目的等から見た不当性を評価し、当該規定を適用するか否かを決定する権限を有していない。

また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとして、行政処分の違法性（法令に違反しているか）又は不当性（法令に違反しているとまでは言えないが、裁量権の行使が妥当性を欠くものではないか）を判断することを職分とするものであるから、法令の規定それ自体が違法（違憲）であるとか、立法目的等に照らして不当であるという理由で行政処分を取り消すことはできない。

ウ したがって、本件減額措置に期間制限を設けている法附則第15条の9第7項の規定それ自体が違憲又は不当であることをいう審査請求人のその余の主張には理由がない。

(6) この他本件処分を違法又は不当と判断する事情は、認められない。

第5 調査審議の経過

令和4年10月26日 第1回審議

令和4年11月30日 第2回審議

令和4年12月22日 第3回審議

令和5年1月25日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁が適用した規定

- (1) 法附則第15条の9第4項の規定により、市町村は、住宅において一定のバリアフリー改修工事が行われた場合に、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税について、固定資産税額の3分の1に相当する額を減額するものとされている。

そして、同条第6項の規定により、納税義務者が本件減額措置の適用を受けるためには、本件所定期間に所定の書類を添付して、減額申告書を提出する必要があるとされている。

- (2) ただし、法附則第15条の9第7項の規定により、本件所定期間の経過後に減額申告書の提出がされた場合であったとしても、市町村長が、本件所定期間内に減額申告書の提出がされなかったことについて「やむを得ない理由」があると認めるときは、特例として減額措置の適用を受けることができるとされている。

2 本件処分の適法性等

- (1) 審査請求人は、令和2年11月21日に本件家屋についてバリアフリー改修工事を完了し、本件所定期間経過後の令和4年4月21日に本件減額申告を行ったところ、処分庁は、本件において、本件所定期間内に減額申告書の提出がされなかったことについて「やむを得ない理由」があるとは認められないとして、本件特例の適用を認めずに本件処分を行った。

- (2) 本件審査請求において、審査請求人は、本件減額措置の制度を認知しておらず、当該制度を知らない納税者が期限内に申告できないことは当然であって、「やむを得ない理由」があるため、本件処分は不当であると主張しているが、当審査会としても、審査請求人が本件所定期間内に減額申告を行わなかったことについて、「やむを得ない理由」があるとは認められない、と判断した。理由については、第4-

2 (3)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

(3) 以上より、処分庁が本件処分を行うに当たり、本件特例の適用を認めなかった点については、適法であり、また不当なものでもない。

3 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、本件減額措置の制度を知らない納税義務者と当該制度を知った納税義務者との間に減額措置の適用の有無について差が生じることや、本件減額措置の申告について期間制限を設けていること等について、「平等の原則」や「税の公平性」の観点から問題があるため、本件処分が不当である旨を主張している。

しかし、本件所定期間の3か月という期間が減額申告に必要な書類の準備をするにあたって明らかに短すぎる期間であるとは言えず、本件減額措置の申告について本件所定期間を定めた法附則第15条の9第6項が不合理とは言えない。

また、本件減額措置は法令に規定されたものであり、制度の周知が行われていたことからすると、審査請求人の主張に理由はない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委員 西上 治